

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

離婚後も夫の姓のままでいた私。 今さら苗字を戻すのは大変でしょうか…

婚姻前の苗字に戻したく、ご相談する者です。
今から20年近く前、夫の浮気が原因で離婚をしました。苗字を戻したかったのですが、2人の子供がまだ小学生だったため、とりあえず中学を卒業するまではと思い、離婚後も夫の姓のままでいました。

いつか戻そうと思いつつ、つい面倒でそのままにしていたのですが、両親も年を取ってきて、娘2人のうちどちらかに戻ってきてほしいと言いつつ戻すようになり、妹は夫の親の面倒を見なければならず、長女の私が戻るのが順当なので、以来私が親と同居して、すでに7年

が経ちます。この間に子供は2人とも大学を卒業し、1人は結婚もしました。
私の生まれ育った家なので、ご近所付き合いも昔からあり、ずっと旧姓で通っているし、郵便物も旧姓で来ます。ですので、現実にはそれほど都合がないといえませんが、でも、親が死んだら喪主の私は姓

が違うし、お墓も一緒に入れないと思うようになり、切実に姓を戻したいと願うようになりました。子供は、そんなことはお母さんの好きにすればいいよと言っています。
しかし、今さら苗字を戻すのはそれほど簡単ではないとも聞きました。本当でしょうか、心配になっています。

そうですね。おっしゃる通り、それほど簡単ではないというのが現実です。

ご存じの通り、現行では、婚姻届を提出する際には夫婦どちらかの姓にします。離婚の際には姓を変えたほうが復氏するわけですが、婚姻時の姓を名乗る選択もできるようになっています。多くは、ご相談者のように、子供が学齢期なのでとか、すでに職場で婚姻時の姓で通用してきたからといったものです。

もともと自分の姓だし、そのうちいつでも戻れると思っている方もいるようですが、さにあらず、その後は戸籍法の「氏の変更」の扱いになります(107条1項)。つまり、「やむを得ない事由」があると家庭裁判所が認める時に許可をしますというものです。

「名の変更」も同様に家裁の許可が必要ですが「正当な事由」(同107条の2)で足り、比較して、氏の変更についてはより要件が厳格です。氏は名と違って個人の識別手段なので、安易に変更されると社会が混乱



すると考えている故でしょう。

ご相談者の場合、離婚後すでに20年近くも婚姻時の姓でいるわけですよね。ですので、一般的に言って、裁判所の判断が否定的になりがちなことには覚悟しておいたほうがよいと思います。

ただ、個別に見ると、ここ7年実家で両親と同居して、婚姻前の姓で周囲に認知されていることや、実家を継ぐのがご相談者であって他にはいないこと、子供さんも了承していることなど、ご相談者にとって有利な事情が

いくつもあります。

それら事情を、いかに強く主張して裁判官を説得できるか。要するに、裁判所が「やむを得ない事由」があると判断してくれればよいわけです。いかにせん、きつちりした判例のある分野ではないので、担当する裁判官の価値観によるところが大きいと思われれます。一番の家裁が不許可にしても高裁では認められるかもしれませんし、姓は切実な問題です。うまくいくように祈っています。

「やむを得ない事由」が認められないと変更できません。 強く主張して裁判官を説得するかにかかっています。